

県民の
皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に 県民一丸となつて立ち向かう

新型コロナウイルス感染症は、今まさに拡大局面にあり、県内でも感染者が確認されています。県では、国内での感染が認められる前から、県民の皆さんの生命と健康を守るため、常に先手主義・事前対応に努めてきましたが、国全体として感染拡大防止に、より強力に取り組まなければならない事態になっています。学校の臨時休業などにより、皆さんの生活に大きな負担・制約が生じていますが、まん延を防止できるかどうかは私たち県民一人一人の行動にかかっています。今後、皆さんの生活への影響を最小限にするため最大限の努力をしていきますので、「うつらない」「うつさない」ための対策に細心の注意を払って日常生活を過ごしていただくようお願いいたします。

「うつらない」「うつさない」ために



藤井 充
知事政策補佐官
(感染症対策)
岐阜保健所長
厚生労働省疾病対策課長、
成田空港検疫所長などを歴任

正しく理解し、正しく備える 風邪などと同じ予防対策を

ヒトに感染するコロナウイルスは、今回の新型コロナウイルス以外にこれまで6種類見つかっています。そのうち4種類が一般的な風邪のウイルス、あとの2種類は「重症急性呼吸器症候群(SARS)と「中東呼吸器症候群(MERS)」という非常に

重篤な肺炎を起こすウイルスです。新型コロナウイルスを含め、いずれも感染予防の基本は、手洗いとせきエチケットです。

多くの方は軽症 高齢者などは重症化する恐れ

現状、一番多い症状は、発熱とせきです。通常の風邪やインフルエンザと比較すると、症状が長引き、非常に強いだるさが出るのが特徴です。全く症状が出ない場合もあるなど、軽症の方が多いといわれています。しかし、高齢者、糖尿病や肺疾患の持病がある方などは重症化する恐れがあり、特に注意が必要です。

感染拡大防止のため予防対策を徹底してください

感染は ●「せき」や「くしゃみ」などの飛沫に含まれるウイルス
●ウイルスが付着した物などへの接触 がきっかけで起こります。
基本的な予防対策をしっかり行って冷静に対応しましょう。

■正しく手を洗う (外出後や食事前など小まめに行ってください)

- 流水でよく手をぬらした後、せっけんを付け、手のひらをよくこする
- 手の甲を伸ばすようにこする
- 指先・爪の間を念入りにこする
- 指の間を洗う
- 親指と手のひらをねじって洗う
- 手首も忘れずに洗う



■せきやくしゃみなどが出るときは 3つの「せきエチケット」を マスクの着用などにより、「うつさない」ことを特に心掛ける



■感染リスクの高い環境を避ける

感染リスクが高い環境とは「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」で「不特定多数の人が接触する恐れが高い場所」など



3月8日時点での情報を基に作成されています。

**不安なことや症状のある方は
まずは電話相談を**

県では「新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル」を開設し、予防対策や不安なことなどの電話相談を受け付けています。厚生労働省でも新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を設けています。

また、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさといった症状がある（高齢者や持病がある方は、この症状が2日以上ある）場合には、各保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

一般的な風邪と思われる症状の場合、かかりつけ医を受診される方も多いと思います。その場合も念のため、あらかじめ電話で症状を伝えた上で、かかりつけ医の指示に従って受診をするようにしてください。

**拡大防止や重症化予防など
適切な医療提供に万全を期す**

県内には感染症指定医療機関が7カ所あり、これに山梨大学医学部附属病院を加えた八つの病院が入院医療の核になっていきます。現時点で受入体制に支障はありません。現在も医療従事者

の方々や、相談窓口で対応に当たる職員は、強い使命感を持って、県民の皆さんの生命と健康を守るために日々努力を続けています。

また、県内で発生した新型コロナウイルス感染症の患者に、適切な医療を提供し、重症化予防・早期回復と併せて、感染の拡大防止を図るため、円滑に最適な医療機関へ入院できるように、感染症の専門家であるドクター2名と、公衆衛生の専門家である私とで構成する「COVID-19入院調整専門家会議」も設置しています。県全体の入院医療体制や感染防御について、専門家としての医学的知見を踏まえてさまざまな検討を行い、県に提言・アドバイスをするなど、医療と行政の連携を強化するパイプ役としての活動をすでに開始しています。

**確かな情報を基に冷静な対応
県民一丸で、感染拡大防止を**

県では記者会見などで呼び掛けを行うとともに、県ホームページなどを通して必要な情報を速やかに発信していきますので、県民の皆さんには、デマや不確実な情報に惑わされることなく、冷静な対応をお願いしたいと思います。一人一人の行動が、ご自身のみならず周囲の方々の感染防止にもつながりますので、ご配慮いただきたいと思えます。

※窓口などの設置状況は、今後変更される場合もあります。

新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル (山梨県健康増進課)

TEL 055-223-8896 午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)
FAX 055-223-1499

■感染の予防に関することや、不安なことなどについて相談を受け付けています。

厚生労働省にも電話相談窓口があります

TEL 0120-565653 (フリーダイヤル) 午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方など、電話でのご相談が難しい方は FAX 03-3595-2756 へ



医療機関での感染リスクを減らすため、一般的な風邪の症状の場合は、まず自宅で療養してください。感染者が集団発生した施設などを訪れた方や、感染者との濃厚接触が疑われる方は、症状の有無にかかわらず、まずご相談ください。

次の症状がある方も各保健所(帰国者・接触者相談センター)にご相談ください



- 風邪の症状、37.5度以上の発熱が4日以上 (解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)

※高齢者、糖尿病や肺疾患など持病がある方は
上記症状が2日以上続く場合

県内の各保健所(帰国者・接触者相談センター)については、
県ホームページまたはこちらのQRコードから



【各保健所TEL】 中 北 055-237-1403 中北(韮崎) 0551-23-3074 峡 東 0553-20-2752
峡 南 0556-22-8158 富士・東部 0555-24-9035 甲府市 055-237-8952

相談～受診～検査

相談の結果、感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

受診先の医師が総合的に判断し、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、感染の有無を検査します。



状況は日々変化しています。不確実な情報に惑わされないよう国や県の出す最新の情報を確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関する総合情報はこちら

山梨 新型コロナウイルス

検索



県の新型コロナウイルス感染症対策 (拡大防止、金融支援、生活支援、医療提供体制強化など)



COVID-19入院調整専門家会議の設置

県内の新型コロナウイルス感染症患者が、医学的な知見を踏まえて円滑に最適な医療機関に入院できるよう、感染症の専門家による会議を設置しています。入院先の調整に加え、入院中に病状が変化し転院が必要となった場合などに、この会議が患者の状況を確認しながら受け入れ先を調整します。新型コロナウイルス対策全般(感染拡大防止、適切な医療の提供、重症化防止、早期回復など)に関する助言も行っています。



メンバー
藤井 充氏(知事政策補佐官、岐阜保健所長)
井上 修氏(山梨大学医学部附属病院医師)
三河 貴裕氏(県立中央病院医師)



中小企業・個人事業主への支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高が減少した県内中小企業者向けに融資を実施

融資対象 ※制度の詳細などについては、遠慮せずにご相談ください。

経済変動対策融資(経済危機関係)

1カ月間の売上高が前年同月比で20%以上減少し、かつその後の2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期比で20%以上減少すると見込まれる方

経済変動対策融資(不況業種対策関係)

中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種で、直近3カ月間の売上高が前年同期比で5%以上減少するなどしている方



相談場所

県庁別館3階 中小企業金融相談窓口
平日 午前9時～午後4時
TEL 055-223-1554



全国初

就労者への支援(感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金制度)

きめ細かな支援

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染者や濃厚接触者が休業を余儀なくされた場合に一定額を助成

助成対象

労働基準法の適用を受ける労働者もしくは事業活動を行う個人事業主で、県内に住所を有し、新型コロナウイルスの感染者および濃厚接触者として保健所から入院勧告または外出自粛要請があった方

要件

労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与または事業所得の補填に当たる公的な給付金などが支給されないこと

助成額

4,000円/1日(最大14日)

※この支援制度の適用は新型コロナウイルスの県内未発生期または県内発生早期に限ります。
【問い合わせ先】TEL 055-223-1561

申請期間 ~令和2年3月31日



全国初

子育て家庭への支援(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための子育て家庭休業助成金制度)

きめ細かな支援

子どもが小学校や保育所などへ登校・登園しなかったことに伴い保護者が休業を余儀なくされた場合、休業に伴う収入減の一部を助成

助成対象

子どもの登校・登園自粛などにより休業し、収入が得られなかった保護者で
・3年生以下の小学生
・特別支援学級、特別支援学校に通う児童・生徒
・保育所、幼稚園、認定こども園などに通う児童を持つ市町村民税非課税世帯またはひとり親世帯の方

要件

同趣旨の国の新制度による企業への助成金や休業手当金などの公的な給付金が支給されないこと

適用期間

~令和2年3月31日

申請期間

~令和2年4月30日

助成額

4,000円/1日(最大14日)

【問い合わせ先】TEL 055-223-1459



帰国者・接触者外来設置医療機関の備品整備を支援(追加対策分)

感染症に関する医療提供体制の強化を図るため、帰国者・接触者外来を設置した医療機関が行う備品整備に対し助成する経費を確保(1,000千円)



入院受入医療機関が行う陰圧装置整備を支援(追加対策分)

感染症患者の入院を受け入れる医療機関が行う、2次感染を防止するための陰圧装置整備に対し助成する経費を確保(45,700千円)



医療機関、社会福祉施設などへのマスクなどの配布

新型コロナウイルスのまん延を防止するため、医療機関、高齢者福祉施設や障害者施設といった社会福祉施設などにマスクなどを配布する経費を確保(15,000千円)

新型コロナウイルス感染症に関する詳しい情報は、県ホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に関する総合情報はこちら



山梨 新型コロナウイルス

検索



県民の生命・健康と生活を守る! これまでの県の主な取り組み

(3月8日現在)

1月 7日	県内医療機関に院内感染対策徹底の注意喚起	
1月17日	知事臨時記者会見 ・中国の春節を控え、県内宿泊事業者への注意喚起 ・体調不良者へのマスク着用、医療機関受診勧奨 ・県下旅館・ホテルへの手指消毒液配布を表明(1月24日配布開始)	
1月22日	外国人の受診に備えての多言語医療問診票の周知	
1月23日	中国人観光客等のスムーズな受診誘導/受診体制を整備 ・医療機関受診案内のホームページ掲載/宿泊施設での掲出 ・医療機関での多言語医療問診票の活用 ・体調不良者を医療機関につなぐ対応案内を宿泊施設に配布 保健所担当情報共有会議/県各局連絡会議/観光関連市町村担当者説明会	
1月24日～	関係団体・機関(集客施設・交通機関など)への注意喚起	
1月29日	新型コロナウイルス感染症対策会議(知事、副知事、部局長、関係機関などがメンバー) ・国の動きや本県における課題、対応などを情報共有 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル設置	
2月 3日	報道関係者との「新型コロナウイルスに関する勉強会」開催(県民の不安軽減・混乱防止と患者発生・まん延防止のため) ・新型コロナウイルス感染症の正しい理解と適切な対応について ・患者発生時の県民への適切な情報公表(基準)について ・「ふっこう割」インバウンド枠の国内枠への振替適用の要請について	
2月 4～6日	感染予防対策・融資制度のお知らせ(新聞広告掲載:3日間連続)	
2月 7日～	感染予防対策のお知らせ(ラジオ・テレビのスポット放送)	
2月 7日	知事記者会見 ・県内の宿泊施設へのマスク配布を表明(2月12日配布完了)	
2月10日	帰国者・接触者相談センターを設置/帰国者・接触者外来を設置	
2月12日～	クルーズ船患者の受け入れを公表(2月11日から順次受入、計20人)	
2月19日	新型コロナウイルス感染症対策連絡会議(第1回)	
2月20日	新型コロナウイルス感染症対策連絡会議(第2回) ・イベントなどの開催可否の検討ほか COVID-19入院調整専門家会議を設置(藤井峽東保健所長を知事政策補佐官に任命)	
2月21日	知事臨時記者会見(県民不安の軽減のため対応状況などを説明) ・COVID-19入院調整専門家会議の設置 ・医療提供体制強化に向けた備品など整備への助成 ・医療機関、社会福祉施設へのマスクなどの配布 ・業績悪化中小企業への金融支援(経済変動対策融資・融資枠80億円) ・「ふっこう割」の期間延長	
2月25日	知事臨時記者会見(政府発表「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」も踏まえて) ・踏み込んだ情報開示(クルーズ船患者受入状況、クルーズ船下船者への対応、ウイルス検査実施状況) ・県教委に危機感を持った拡大防止対策(子供を感染から絶対に守る意識・対策の徹底)を要請(式典・授業・部活、児童生徒の健康管理、教職員の体調管理、入試など) ・「感染等による休業就労者への支援制度」創設を表明 ・県民への呼び掛け(信頼できる情報を基にした冷静な行動、せきエチケットや手洗いなどの感染症対策の励行) 県ホームページ自動翻訳の精度不足カバーのための対応(国際交流員による翻訳=6カ国語)	
2月26日	疑い事例の検査数ホームページ公表開始	
2月27日(午前)	新型コロナウイルス感染症対策連絡会議(第3回) ・知事による県立施設、県主催イベントの臨時休館・中止・延期などの検討指示を伝達	
(午後)	知事臨時記者会見 ・県立施設の臨時休館、県主催イベントの中止・延期などを発表	
2月28日(午前)	知事臨時記者会見 ・県教委などに最短で3月3日午後からの臨時休業の検討を指示(併せて、小3以下、特別支援学校・学級の児童生徒の受入検討も) ・学校・家庭などでの感染防止対策の徹底を呼び掛け ・県ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する総合情報」のページを作成	
(午後)	知事臨時記者会見 ・「県内小中学校等の臨時休業措置に伴う知事声明」により、県内企業・事業所に対して子育て家庭への配慮を依頼 ・「保育所・幼稚園等への登園自粛要請」および、要請とセットとなる「子育て家庭休業助成制度」の創設を表明 ・感染などにより休業を余儀なくされた者に対して、一定額を助成する「感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金制度」を発表 ・経済変動対策融資を拡充し、より手厚い融資を実施すると発表(3月2日から実施) ・手洗い・せきエチケットの徹底、児童生徒および家族の健康管理の依頼	
3月 1日	感染・拡大防止対策/相談ダイヤル/疑い事例相談先/中小企業金融相談窓口の案内(新聞掲載:ふれあい3月号)	
3月 3日	トイレ紙・ペーパーなどの冷静な購買行動を呼び掛け、経済変動対策融資の対象拡大(3月6日から実施) 小・中学校、高校などの臨時休業に伴い地域での見守りを「市町村」や「山梨県安全・安心なまちづくり推進会議」構成団体などに依頼	
3月 4日	知事臨時記者会見 ・「子育て家庭休業助成制度」の骨子を発表 ・信玄祭りの4月実施見送り、11月開催へ向けた再チャレンジの意向を表明	
3月 5日	全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部で国へ要請 ・感染防護医療資材の確保 ・自営業者への収入減対策 ・患者移送用の救急車の配備 ・患者受入病院への財政支援	
3月 6～8日	知事臨時記者会見(各日) ・県内初の患者発生および対策会議の本部への格上げ ・さらなる予防対策の徹底、保健所への相談を呼び掛け ・患者の行動履歴などの情報収集・確認機能強化のための「感染症対策特別チーム」を編成 など	

